

国立国会図書館法の一部改正（新旧対照表）

国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）

改正案

現行

別表第二（第二十四条の二関係）

別表第二（第二十四条の二関係）

名称	地方公共団体金融機構	(略)	根拠法
	(略)		
名称	地方公共団体情報システム機構	(略)	根拠法
	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）		
名称	地方税共同機構	(略)	根拠法
	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）		

名称	地方公共団体金融機構	(略)	根拠法
	(略)		
名称	(略)	(略)	根拠法
	(略)		

参考資料

国立国会図書館法の一部を改正する法律の一部改正（新旧対照表）

国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十二号）

改正案

附則

第二条 削除

現行

附則

（提供の免除）

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法（次条において「新法」という。）第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器（以下「閲覧等機器」という。）が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。）が付されているものについては、当分の間、館長の定めるところにより、同項の規定にかかわらず、その提供を免ずることができる。

（経過措置）

第三条 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四
第三条 新法第二十五条の四第一項の規定は、この法律の施行後に

（経過措置）

第一項の規定は、この法律の施行後に公衆に利用可能とされ、又は送信された同項に規定するオンライン資料について適用する。

公衆に利用可能とされ、又は送信された同項に規定するオンライン資料について適用する。